

屋外広告物を設置されるみなさまへ (景観法などの手続きのご案内)

神戸市 都市局 まち再生推進課

屋外広告物条例に基づく許可を受けるために、景観法に基づく神戸市景観計画に定められた、地域・地区ごとの「屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項」に適合させる必要があります。

下記フローチャートに従って、許可申請と併せて、景観法等にて必要な手続きをお願いいたします。

① 神戸市情報マップ^①で、どの地域・地区に該当するかを確認してください。 [別紙① \(2ページ\) 参照](#)

「景観形成市民協定等」又は「都市景観形成地域など」(一部)^{*1}の場合、許可申請の要否に関わらず、**市民団体等との協議が必要**な場合があります。
まち再生推進課へ確認してください。

^{*1} 対象となる地域：旧居留地、南京町、岡本駅南

以下は、許可申請が必要な場合に確認ください。

① 都市景観形成地域^{*2}
又は
沿道景観形成地区 ですか？

^{*2} 兵庫運河周辺都市景観形成地域のうち、「運河沿いエリア以外」は除きます。

YES

NO

② 屋外広告物の
1個あたりの
表示部分の
面積が7㎡
を超えますか？

YES

NO

③ 屋外広告物の
1敷地あたりの
表示面積の
合計が20㎡
を超えますか？
又は
高さが4m
を超えますか？

YES

NO

景観法に基づく手続きは **不要** です。

景観法に基づく手続きが **必要** です。

1) 許可申請提出前に、
まち再生推進課へ意匠の事前相談^{*3}
をお願いします。

2) 許可申請の際、
「景観計画区域における屋外広告物の表示
等に関する行為の制限チェックリスト^{*4,5}」
を添付してください。

^{*3} 広告物の意匠図には、必ず使用する色のマンセル値を
記入してください。

^{*4} チェックリストの様式はホームページからダウンロード
できます。 [別紙② \(4ページ\) 参照](#)

^{*5} 許可の「更新」をする際は、
下記のア・イのいずれかに該当する場合のみ
チェックリストを添付してください。

ア 許可を受けている内容から変更があるもの
(本来は「変更」の手続きが必要なもの)

イ 新たに「税関線・三宮駅前沿道景観形成地区」と
なった区域内に表示(設置)されているもの
[別紙② \(4ページ\) 参照](#)

(別紙①) 神戸市情報マップの確認方法 (景観法などによる区域指定)

① マップを開く

(画像はPCでの表示画面です。)

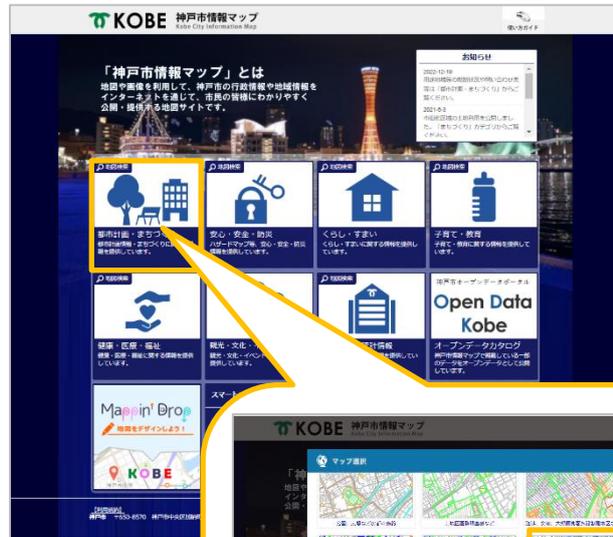
- ・「神戸市情報マップ」にアクセスし、「都市計画・まちづくり」
→「景観計画区域など」を選択
- ・マップ選択後、利用許諾画面が出てくる場合は、「同意」をクリックしてください。

⚠ 「用途地域」も「神戸市情報マップ」から調べることができます。
(「都市計画・まちづくり」→「用途地域」を選択)
操作方法は②以降を参考にしてください。

「神戸市情報マップ」は、神戸市のHPから、



もしくは、下記QRコードからアクセスください。



「都市計画・まちづくり」の中に「景観計画区域など」のマップがあります。

② 地図の表示

- ・調べたい場所の住所を入力、または住所一覧や地番一覧から調べたい場所の住所や地番を選択すると、地図が表示されます。

(調べたい場所の住所・地番が検索されないとき)

- ・地図を動かしながら検索することもできるので、もし表示されなければ、「丁目」まで入力・選択し、地図を表示させた後、地図を動かして調べたい場所を表示させてください。



「住所一覧」「地番一覧」を選ぶと、「区名」→「大字・町名」→「字・丁目」→「番地(街区)」の順に一覧表から選択することもできます。

③ 詳細情報の表示

- ・調べたい場所が表示されたら、調べたい場所をクリックしてください。

! 必ず調べている場所をクリックして、詳細情報を表示させてください。詳細情報を表示させないと、地域・地区名はわかりません。



④ 詳細情報（ポップアップ画面）を確認

- ・詳細情報が画面左側に出るポップアップ画面に表示されるので、確認ください。
- ・景観関連情報以外の情報も出てくるようになっており、景観関連情報は「詳細情報」の下の方に記載されています。



! (この欄の記載がある場合)
許可申請が必要な場合、景観法に基づく手続きが必要です。許可申請提出前にまち再生推進課へ意匠の事前相談、および許可申請書にチェックリストの添付をお願いします。
また旧居留地、南京町、岡本駅南については、市民団体等との協議も必要です。

! (この欄の記載がある場合)
一部区域に屋外広告物の制限があるので、地域の内容を確認ください。

! (この欄の記載がある場合)
市民団体等との協議が必要になります。まち再生推進課に確認ください。

地区計画 <HP>
地区計画（三宮駅南地区）→ 都市局まち再生推進課（景観担当）（三宮国際ビル6階）

景観計画区域（重点地域・地区：都市景観形成地域、沿道景観形成地区） <HP>
沿道景観形成地区（税関線・三宮駅前/ゾーン④）→ 都市局まち再生推進課（景観担当）（三宮国際ビル6階）

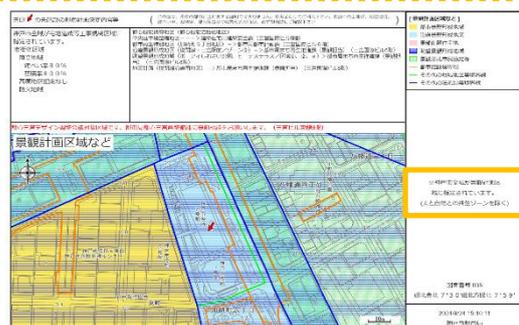
景観計画区域（重点地域・地区：眺望景観形成地域） <HP>
眺望景観形成地域（ボーアイしおさい公園、ピエラステラス/区域a）→ 都市局まち再生推進課（景観担当）（三宮国際ビル6階）

景観形成市民協定等 <HP>
三宮駅前屋外広告物 → 都市局まち再生推進課（景観担当）（三宮国際ビル6階）

その他

! 神戸市全域（人と自然との共生ゾーンを除く）は景観計画区域に指定されていますが、詳細画面（ポップアップ画面）には表示されませんのでご注意ください。

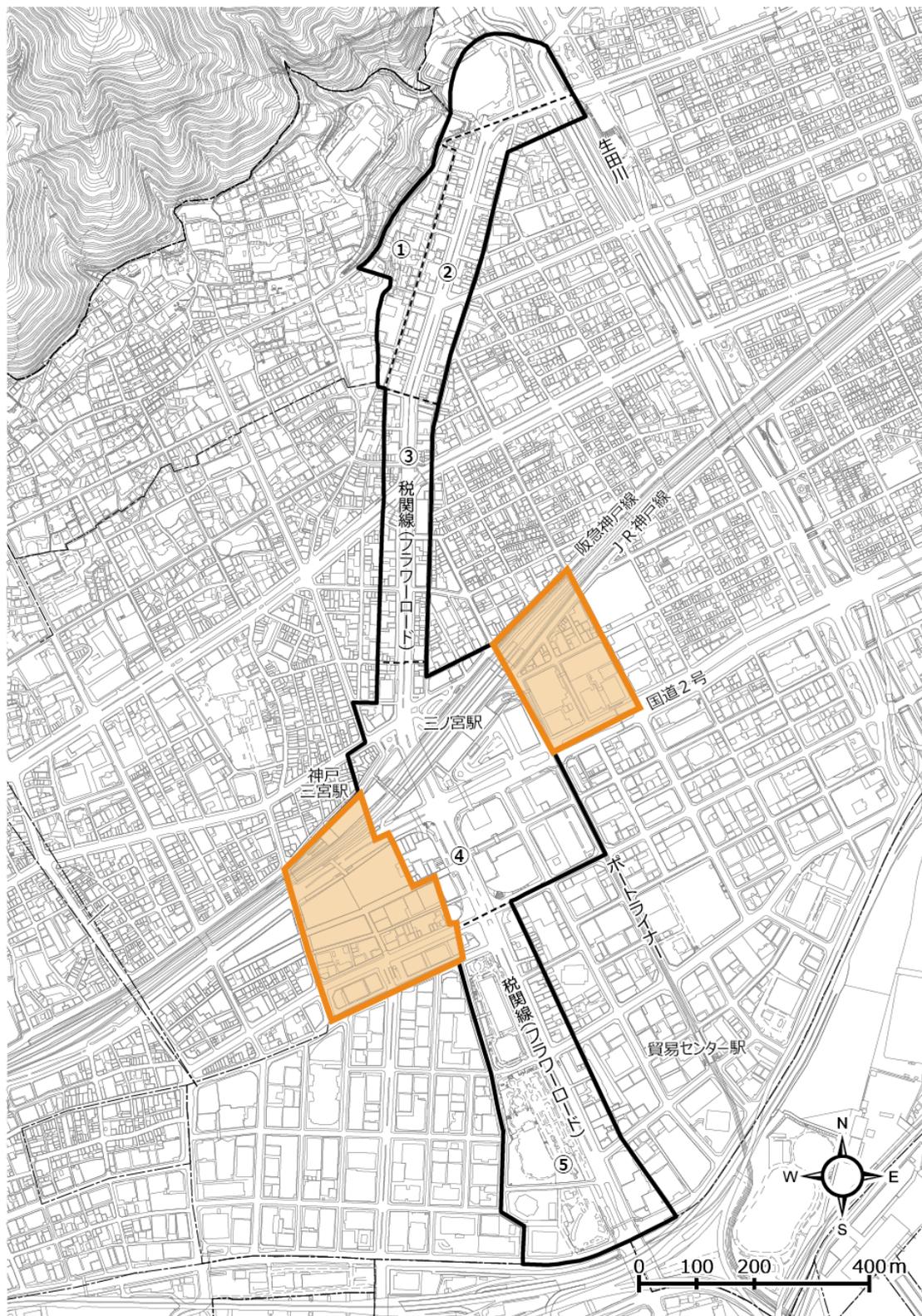
（画面右上にある印刷ボタンをクリックし、印刷画面に移ると、地図の枠外に記載されます。）



(別紙②) 新たに「税関線・三宮駅前沿道景観形成地区」となった区域

下図の塗りつぶしされている区域（区域④の一部）は、R4.4.1に施行された改正後の神戸市景観計画にて、新たに「税関線・三宮駅前沿道景観形成地区」に指定されました。

区域指定により、屋外広告物に対して景観形成基準が適用され、これまでの許可申請と手続きが異なることがあるので、ご注意ください。



税関線・三宮駅前沿道景観形成地区 区域図

神戸市景観計画と都市景観条例の改正（令和4年4月）による変更点

❗ 屋外広告物についての手続きが変わりました

- 令和4年4月以降は、「景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト」を添付して屋外広告物許可申請を行ってください。

（令和4年3月31日以前は、景観条例に基づく地域・地区において、屋外広告物条例に基づく「許可申請」とは別に、景観条例に基づく「届出」が必要でした。）

❗ 屋外広告物等に関する制限が適用される規模が変わりました

- 景観計画区域全域における屋外広告物等に関する制限を適用する広告物の規模に、「1個あたりの表示面積」の要件を追加しました。
- 都市景観形成地域と沿道景観形成地区における屋外広告物等の制限については、神戸市屋外広告物条例に基づく許可申請を要するものすべてに適用されます。

（ただし兵庫運河周辺都市景観形成地域のうち、運河沿いエリア以外については、景観計画区域全域と同じ規模のものに適用します。）

❗ 景観計画で定められた制限を満たさないものは掲出できなくなります

- 令和4年4月より、神戸市全域が景観法に基づく景観計画区域となり、屋外広告物等に関する制限が景観計画に位置付けられました。
- 景観計画に定められた制限を満たさないものは、最長でも令和10年4月1日をもって掲出できなくなるため、期間内に制限に適合するよう改修または撤去をしてください。
- 特に税関線・三宮駅前沿道景観形成地区は、この改正において区域が拡大されており、これまでにはなかった制限がかかることがあるため、ご注意ください。

（岡本南地区都市景観形成地域については、平成28年3月25日に屋外広告物等に関する制限が景観計画に位置付けられており、令和5年3月25日をもって、制限を満たさないものは掲出できなくなりました。）

【参考】神戸市屋外広告物条例施行規則第7条 別表第1

広告物の種類	広告物等の規格及び条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準
全ての広告物	(1)～(7) 省略 (8) 広告物等は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画に即したものとすること。

各地域・地区の区域や制限の内容については、神戸市のホームページで確認できます

景観に関するお問い合わせは、
神戸市都市局まち再生推進課へお願いします。
 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30
 三宮国際ビル6階
 TEL：078-595-6725、6726

神戸市のトップページから、

🔍 **景観計画区域 屋外広告物** **検索**

許可申請に添付するチェックリストは
 こちらからダウンロードできます。

